

第 307 回県議会定例会（平成 23 年 6 月 17 日）における質疑内容

- | | |
|--------|---|
| 質問項目 1 | 災害弱者への支援（答弁者：北澤保健福祉部長） |
| 質問項目 2 | 被災した医療機関への支援（答弁者：北澤保健福祉部長） |
| 質問項目 3 | 被災住宅等に対する資金援助（答弁者：池澤県土整備部長） |
| 質問項目 4 | 外国人観光客呼び戻しに向けた取組（答弁者：大森産業労働観光部長） |
| 質問項目 5 | 県内製造業への支援（答弁者：大森産業労働観光部長） |
| 質問項目 6 | 被災した東北 3 県の製造業への支援
(答弁者：大森産業労働観光部長、伊藤企業局長) |
| 質問項目 7 | 小水力発電の推進（答弁者：吉沢農政部長） |

◆三番（齋藤淳一郎議員） 凶らずも、四月十日の選挙で初当選いたしました十七名の新人議員のトップを切って、初めて登壇させていただきました。新人議員十七名のうち、特に私どもみんなのクラブの新人八名につきまして、地元紙は、先日「試される新人の力量」、「政治経験なく実力未知数」といった見出しをつけて報道しておりました。確かに私どもは政治の素人でございます。しかし、政治には時として、いや往々にして、素人の目線や素人にも理解できるようなわかりやすさが必要と思われまます。つきましては、執行部の皆様におかれましても、私はもとよりでございますが、傍聴席の皆さん、そしてテレビでごらんになっている皆さんにもわかっていただけるような明快なご答弁をお願いいたします。私の質問項目は、事前通告いたしました七項目、いずれも東日本大震災における本県の対応についてでございます。

まず初めに、このたびの大震災でお亡くなりになった方におかれましては、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方につきましても、この場をおかりしまして改めてお見舞いを申し上げます。

〔質問項目 1 災害弱者への支援〕

それでは質問に入ります。まず初めに、災害弱者への支援について、災害時要援護者避難支援プランの作成を中心にお伺いいたします。今回の東日本大震災では、本県におきましても、停電や断水などライフラインに大きな被害をもたらしました。矢板市でも一時、市内の大半の一万一千世帯で断水を余儀なくされましたが、そこでは給水所まで行くことができないお年寄りや障害のある方といった災害弱者が予想以上に多くいらしたことに驚かされました。

国は、以前から全国の市町村に対して、災害時の避難に手助けが必要となる災害弱者を支援するための災害時要援護者避難支援プランの作成を促しております。また、本県でも災害時要援護者対応マニュアル作成ガイドラインを定め、県内市町、すなわち市、町の災害時要援護者避難支援プラン作成を支援しております。しかし、今年三月現在、県内でこの災害時要援護者避難支援プランの全体計画を作成している市町は十八市町にとどまっております。矢板市におきましても、今回の大震災に当たってこの災害時要援護者避難支援プランが十分活用されることはございませんでした。

災害から住民の命と健康を守ることは行政の最も基本的な役割の一つであると考えます。そこで、今回の大震災の発生を受けて、災害弱者一人一人について、だれが支援して、どこに避難させるか等を定めた災害時要援護者避難支援プランの作成支援を、今後どのように進めていくこととしているのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

◎北澤潤 保健福祉部長 ただいまの齋藤淳一郎議員のご質問にお答えいたします。県では、災害時における要援護者避難体制の整備を促すため、平成十八年二月に作成したガイドラインに基づき、すべての市町村における災害時要援護者避難支援プランの策定を働きかけてきたところであります。

今回の震災では、高齢者世帯等がすぐに必要な給水の手助けを得られないなど、要援護者一人一人を支援するためのきめ細かな個別計画の重要性が明らかとなりました。このため、既に全体計画を策定済みの市町村も含めまして、改めて震災への対応を踏まえた見直しや個別計画の策定を促してまいります。

県といたしましては、このたびの震災を契機に、各市町村における要援護者への避難支援の検証や意見交換の機会を設けるとともに、好事例を紹介するなど、より実効性の高い個別計画の策定につなげてまいりたいと考えております。今後とも、平常時における高齢者の見守りネットワークの構築等も含め、要援護者の的確な把握に努め、いざというときの円滑な避難体制の確保に努めてまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員） この災害時要援護者避難支援プランの作成に当たっての最大の課題は、以前から個人情報保護の問題であると言われていたかと思えます。しかし、今回の大震災をきっかけにして防災に対する関心が高まっているこの機会をとらえて、命に直結する問題であることを県民の皆さんにもよくご理解いただいて、一刻も早く、県内すべての市

町で災害時要援護者避難支援プランが作成されることを期待したいと思います。

ここで再質問させていただきたいと思います。先ほど保健福祉部長の答弁の中で、県のガイドラインは平成十八年二月に作成されたというお話がございました。作成されてから既に五年以上が経過しているわけがございます。この間、発達障害や高次脳機能障害といった見えにくい障害のある方への支援の必要性が明らかになっております。また、遷延性意識障害、かつては植物状態にある方といった表現しかなかった障害をお持ちの方ですとか、難病を患っておられる方については、例えば人工呼吸器の使用や特殊な薬剤の使用といった医療の依存度が高いことから、特性に応じた支援が一層必要になるのではないかと考えております。こうした点、そして今回の大震災の教訓を踏まえて、県が作成したガイドライン自体を見直す考えはないのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

◎北澤潤 保健福祉部長 ただいまの再質問にお答えいたします。ガイドラインは確かに平成十八年から五年経過しておりますが、この間、平成二十年二月には国から全体計画に対するモデル計画が出されておまして、市町では、このモデル計画なども参考にしながら災害時要援護者避難支援プランをつくっている状況にあります。

ご指摘の新たな要援護者という部分ですが、市町がそれぞれ個別計画をつくる際に、そのあたりについては十分勘案しているとは思いますが、改めて今回の震災の対応について十分検証を行っていく必要があるかと思っております。その中で、要援護者一人一人の特性に応じたきめ細かな計画をつくり、避難支援ができるように、災害時要援護者避難支援プランの策定、あるいはこれから見直しを行う市町に対しまして、県といたしましてもアドバイスをしていきたいと思っております。

◆三番（齋藤淳一郎議員） もう一点、再質問させていただきたいと思います。先ほど保健福祉部長から、実効性の高い災害時要援護者避難支援プランを作成したい、支援したいというご答弁がございました。災害弱者の支援に当たっては、ただ災害時要援護者避難支援プランを作成してそれで終わりということではなくて、医療機関や高齢者支援施設、障害者支援施設などとの連携や、例えば凶上訓練などを通じてその実効性を常に高めていく取り組みが必要と思われまます。この点につきましても、保健福祉部長にお考えをお聞きしたいと思います。

◎北澤潤 保健福祉部長 災害時の要援護者の避難支援につきましては、ご指摘のとおり、例えば情報面で支援を必要とします視聴覚障害の方々には、特性に応じた援助が必要だと思っております。

また、実効性を高めていくため、平常時から地域防災力を高めていくことが非常に重要だと思ひまして、ガイドラインの中にも、例えば小学校区や中学校区で地区災害時要援護者の支援協議会の設置というものも入れさせていただいております。そういった中で、民生委員とか医療機関、社会福祉施設の方々の連携が図られていってほしいと考えております。

さらに、県、各市町におきましては、これまでも医療機関等の協力を得まして、避難時に

要援護者の方も入っていただく避難誘導を想定した防災訓練も実施してまいりましたが、今後、要援護者のさまざまな特性を想定したより実践的な防災訓練につきましても検討を加えていきたいと考えております。

〔質問項目 2 被災した医療機関への支援〕

◆三番（齋藤淳一郎議員） それでは、次の質問に移りたいと思います。

被災した医療機関への支援についてお伺いいたします。医療機関は県民の命を守る役割を担っており、電気、水道、ガスなどとともライフラインの一つでございます。そして、多数の患者が発生することが見込まれる災害発生時には、その重要性は一層高まることは言うまでもございません。

県保健福祉部の調査によりますと、東日本大震災で被災した県内の病院は全体の七割に当たる七十九カ所に上っており、外来や入院の受け入れを一時制限した病院も約三十カ所となっております。このうち、災害発生時に地域の拠点機能を果たすべき災害拠点病院は、県内九カ所中、大田原赤十字病院など六カ所が被災いたしました。また、県医師会などが病床数十九床以下の診療所を対象にまとめた調査でも、六十カ所以上の診療所が一部損壊などの被害を受けております。

私たちみんなのクラブは、去る五月九日に県内被災地の現地調査を実施いたしました。その中で、災害拠点病院の一つでございます大田原赤十字病院の状況を直接確かめてまいりました。C館と呼ばれる五階建ての病棟が大きな被害を受けて、現在も使用できない状況にあるなど、大変な不都合を来しておりました。医療機関の中でも、特に災害拠点病院は、その名のとおおり、災害発生時における救急患者の受け入れや被災現場に医療救護チームを派遣するといった機能を有していることから、いざ災害が発生したときに、真っ先に被災するようなことがあってはならないと思っております。

国の第一次補正予算の成立を受けてこのほど提出された県の補正予算案では、医療施設等災害復旧費が計上されておりますが、こうした災害拠点病院の復旧に対する支援について、今後どのように取り組んでいくのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

また、現在の県の保健医療計画では、平成二十年四月に四五%だった災害拠点病院の耐震化率を、平成二十四年度までに一〇〇%とする数値目標を掲げております。そこで、災害拠点病院における耐震化率の現在までの進捗率及び目標達成の見通しについても、あわせてお伺いいたします。

◎北澤潤 保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。災害拠点病院は、災害時においても医療提供を継続できるよう、水、電気等のライフライン機能の強化や耐震化等を進めております。

今般の東日本大震災では、大田原赤十字病院を初め災害拠点病院自体が被災したことから、DMATの派遣など、災害拠点病院間の連携によりまして医療提供機能を維持するとともに、救急患者の受け入れ等に支障を来さないよう、被災箇所の早期復旧を実施したところであります。県といたしましては、復旧工事に対する助成措置を講じ、被災した災害拠点病院を支援してまいりたいと考えております。

また、災害拠点病院の耐震化率は、今年七月一日時点で七六%となる見込みでありまして、大田原赤十字病院の新病院建設による耐震化等も含め、今後とも、災害拠点病院の耐震

化を着実に促進してまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員）　ここで一点、民間の医療機関に対する支援について、透析治療を行っている医療機関を例にとって再質問いたします。矢板市内で透析治療を行っているある医療機関は、通常、一日三十トンもの水を必要といたしますが、今回の大震災による断水で水の確保に追われておりました。最終的にこの医療機関は、敷地の中に井戸を掘ってまで必要な水を確保しようとしたしました。また、計画停電も透析治療に大きな支障を与えたと聞いております。こうした民間の医療機関に対しては、今後の災害発生時に備えて、水の優先供給や自家発電機の設置に対する助成といった支援をすべきではないかと考えます。保健福祉部長の見解をお伺いいたします。

◎北澤潤　保健福祉部長　ただいまの再質問にお答えいたします。このたびの大震災におきましては、災害拠点病院等の医療機関を計画停電の適用除外とされるよう、国や東京電力に要請いたしました。さらに、自家発電用の燃料の確保も非常に大変だったのですが、こういった確保や緊急車両の優先給油について、関係者と協力しながら、医療機関の機能維持に県としても全力を尽くしてきたところでございます。

民間医療機関への支援でございますが、今回の震災を教訓にいたしまして、国に対しまして現在、救命救急センター等に限られております自家発電設備の助成措置につきまして、災害拠点病院も含め、特に地域の中核病院等に広げていただくように強く要望いたしました。加えまして、断水の問題ですが、これへの対応は、被災市町や社団法人日本水道協会との連携につきまして、今回も連携してきたつもりでございますが、さらにより一層その連携を強化してまいりながら、支障がないような対応をしてまいりたいと考えております。

◆三番（齋藤淳一郎議員）　災害拠点病院に指定されている公的医療機関だけではなくて、ご答弁にもありましたように、民間の医療機関に対しましても、必要に応じたきめ細かい支援をお願いしたいと思います。特に自家発電機の設置に対する助成につきましては、このほど提出されました補正予算案において、介護施設等への自家発電機の設置に対して助成する介護施設等電力確保対策費が計上されております。財源はすべて国庫補助ということで、同じような制度はなかなか県としては難しいと思いますが、ぜひご検討いただければと思います。それでは、次の質問に移りたいと思います。

〔質問項目 3 被災住宅等に対する資金援助〕

被災住宅に対する資金援助についてお伺いいたします。本県における東日本大震災による住宅被害は、六月十四日現在で全壊二百五十三棟、半壊一千九百三十六棟、そして、一部損壊に至っては五万四千九百四十四棟に達しており、合計すると約五万七千棟にも上っております。矢板市におきましても五十一棟のお宅が全壊いたしました。県内で全壊したお宅は二百五十三棟と申し上げましたが、今回の大震災で全壊したお宅の実に五分の一が矢板市のお宅だったこととなります。それほど大きな住宅被害を受けたのが矢板市でございました。本日は、傍聴席にもそうした住宅被害を受けた矢板市民の皆様もお越しでございます。

こうした住宅被害に対して、国は最大三百万円の支援金を支給する被災者生活再建支援制度を設けております。また、本県では、災害救助法が適用された十五市町で、半壊した住宅に対して、市町が五十二万円を限度として、必要最小限の修理を行う応急修理制度が実施できることになりました。しかし、現行の支援制度では、その額が住宅再建にとって十分な額とは言いがたく、また、一部損壊した住宅などを支援の対象としておりません。

こうした状況のもとで、全国の都道府県の中には、独自の住宅再建支援制度を創設しているところがございます。そこで、本県といたしましても、国の支援金制度を補完することを念頭に、本県独自の支援金制度を可及的速やかに創設して被災住宅の再建を支援すべきと考えますが、県土整備部長の考えを伺います。

◎池澤昭 県土整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。県では、国の被災者生活再建支援制度の適用を受けることのできない半壊や一部損壊住宅を対象といたしまして、栃木県被災住宅再建等支援事業を、このたびの震災を契機に新たに創設いたしました。この制度は、融資を受けて被災住宅の再建を行う個人に対して市町村が利子補給を行う場合、県がその費用の一部を市町村に補助するものであり、被災者の初期負担を軽減し、住宅再建等を促進することを目的としております。

現在、矢板市を含む十七市町でこの制度を活用した利子補給事業が開始されたところがございます。さらに、六市町で本制度の導入に向けて検討が進められております。本制度は、被災住宅の再建を促進する上で有効でございますので、引き続き市町村と協力しながら、活用されるよう広報、周知に努めてまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 県土整備部長からは、利子補給制度を創設したというご答弁をいただきました。しかし、お宅が一部損壊した矢板市民のある方からお話を伺いましたが、利子補給という制度は、あくまでもそのお金を借りられた人、融資を受けることができる人しかその恩恵を受けることができないのだということを申されておりました。このことにご留意いただきたいと思います。

一点、再質問させていただきたいと思っております。県内市町の中には、独自に支援金や見舞金制度を設けるところが出てきておりますが、そうした独自の対応をしている市町でも、その内容や支給額には大きなばらつきが見られるわけでございます。そこで、例えば県と県内市

町が共同で住宅再建に対する基金を設置することで、そうした市町間のばらつきをなくしていくことも県の役割の一つではないかと考えます。県土整備部長の見解をお伺いいたします。

◎池澤昭 県土整備部長 お答え申し上げます。議員ご指摘の市町間のアンバランスを県の基金等をつくって埋めてはどうかというご提案でございますが、今回の震災を振り返ってみますと、市町村ごとに非常にバランスを欠いているのです。ですから、あるところもありますし、少ないところもありました。そのあたりにつきましては市町村独自に義援金や見舞金で補っていると承知しておりますので、これからそういったものを県として積極的につくるという考えは今のところ持っておりません。しかし、そういった人たちを助けてあげることが大切なことですので、ぜひ県民の皆さんには頑張っで自力で復興することを願うばかりでございますが、いずれにいたしましても、今後、市町村長の会等でご提案等があれば、また考えることも可能かと思っております。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 時間の都合もございますので、要望とさせていただきたいと思いますが、私は、六月五日から六日にかけて、鳥取県において政務調査を実施してまいりました。鳥取県では、平成十二年に発生した鳥取県西部地震をきっかけに、独自の住宅再建支援制度を創設しておりますが、その際に、現在の総務大臣で当時の片山鳥取県知事は、住宅再建は個人財産の補償ではなくて、災害前の地域社会に戻すための支援だということを強調していたそうでございます。私も、そういった視点に立って、本県において被災住宅に対する資金援助制度をぜひとも創設していただきたいと思ひまして、本日質問させていただきました。こういった点にも思いをはせていただきながら、他県の取り組みも参考にしながら研究していただくことを要望いたします。

〔質問項目 4 外国人観光客呼び戻しに向けた取組〕

次に、今回の大震災における観光への対応についてお伺いいたします。このことにつきましては、昨日、みんなのクラブの代表質問において増淵三津男議員も質問しておりますので、私のほうからはインバウンド、いわゆる外国人観光客の呼び戻しに向けた取り組みに限ってお伺いいたします。

現在、国では、新成長戦略の一環である観光立国・地域活性化戦略プロジェクトの一つとして、訪日外国人三千万人プログラムを掲げております。その第一期として、平成二十五年まで、訪日外国人を一千五百万人とするビジット・ジャパン事業を展開しております。昨年はリーマンショックの影響が大きかったその前年と比較して約二百万人増加し、年間八百六十万人を突破いたしました。本年度につきましては、大震災から二カ月経過した五月においても、前年比で半減しております。

本県におきましても、国のこのビジット・ジャパン事業と連携した取り組みにより、近年、栃木県を訪れる外国人観光客は増加傾向にございましたが、東日本大震災から三カ月経過した現在でも、福島第一原子力発電所事故の影響などにより、海外からの客足は戻ってきておりません。

外国人誘客の推進は、今年三月に策定された新とちぎ観光プランでも観光振興の基本方向の一つに掲げられており、県内観光地に活気を取り戻すためにも、早急に風評被害を払拭していくべきと考えます。そこで、外国人誘客における風評被害払拭の具体策について、産業労働観光部長にお伺いいたします。

◎大森敏秋 産業労働観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。本年三月に策定いたしました新とちぎ観光プランにおきまして、外国人観光客の誘客は、今後の本県観光振興にとってますます重要性を増すものと考えまして、重点事業に位置づけたところでございます。しかしながら、今回の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所事故に対する海外での反応は、日本国内よりもはるかに厳しく、風評被害のために外国人観光客の増加が見込めない状況にございます。

このため、海外への正確な情報の発信が重要でありますことから、本県の現状を知る県内在住の外国人や留学生、海外在住の本県の関係者など、栃木を知る方々を通じて本県の安全性を海外に情報発信しておりますほか、先週、中国で開催されました浙江省投資貿易商談会に合わせまして各旅行会社を訪問するなど、風評被害の払拭に努めているところでございます。

また、今月末に、母国に対して影響力を有する各国駐日大使や領事などを対象とした視察旅行が日光地区で開催されますことから、この機をとらえ、県内観光地の安全性や魅力をPRしたいと考えております。今後とも、誘客が見込まれます東アジアを中心に、風評被害の払拭のための海外プロモーション事業やメディア・エージェント招請事業などを展開し、外国人観光客の誘客に努めてまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 再質問させていただきます。香港や台湾で販売されている栃木行きのツアーは、東京発着で、栃木、福島、宮城を周遊するというコース設定が多いのではないかと思います。また、栃木県では以前から、国土交通省が支援する国際観光テーマ地区におきましても、宮城、山形、福島の南東北三県とともに、栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会を組織して誘客活動に当たっているかと思います。しかし、東日本大震災で被害を受けた宮城県や福島県を含むコース設定は、現状ではまだ無理があるのではないかと思います。

そこで、本県といたしましては、風評被害の払拭とあわせて、例えば東京近郊という地の利を生かして、東京に滞在する人たちに少し栃木にも足を延ばしてもらおうといった新たなコースですとか、茨城空港や北関東自動車道など、新たなインフラを活用した新たなツアーコースを売り出して誘客していく必要があるのではないかと考えているところでございます。再質問として産業労働観光部長の考えをお伺いいたします。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 一点、要望がございます。外国人誘客における風評被害の払拭に当たって、ぜひ知事のトップセールスを要望したいと思います。例えば本県におきましては、先月、日光市の齋藤文夫市長が観光友好都市を締結している台湾の台南市を訪れたところ、台南市の市民旅行団三百五名が六月十一日から十三日にかけて日光市を訪れるというような成果を上げております。海外市場の開拓に当たっては、このようなトップセールスが効果的だと言われております。ついては、福島第一原子力発電所事故の影響に伴う危機管理上の問題はもちろんでございますが、機会をとらえて、県内観光地の風評被害を払拭するために、知事みずからが中国を初めとするアジア地域を訪れてトップセールスを行うよう要望いたします。それでは、次の質問に移ります。

〔質問項目 5 県内製造業への支援〕

次に、県内製造業への支援についてお伺いいたします。これから夏場にかけて、電力の供給不足と並んで生産の下振れ要因として指摘されているのが部材調達の困難さでございます。東日本大震災で甚大な影響を受けた東北三県は、国内有数の部品や材料の供給拠点であったことから、現在、その供給網、サプライチェーンが寸断しております。そして、これまで手持ちの在庫でしのいできた国内の製造業種にとって、部材調達が困難になるのは、むしろこれからだとも言われております。

東北三県に隣接している本県は、その立地上、ほかの地域と比較して部材調達ができない影響を受けやすい地域でございます。そして、部材が調達できないことは、製造業のウエートが高く、全国有数のものづくり県である本県経済に大きなダメージを与えることが見込まれます。

こうした厳しい状況のもと、このほど県では東日本大震災復興緊急資金を創設し、県内中小企業に対する支援を強化することとしておりますが、こうした資金繰り支援とあわせて、リーマンショック発生時に策定された栃木県緊急経済対策と同様に、緊急雇用対策や中小製造業の受注確保対策といった取り組みについても、いわば三位一体で取り組むべきと考えます。産業労働観光部長の考えをお伺いいたします。

◎大森敏秋 産業労働観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。本県の製造業は、東日本大震災により、工場や設備の損壊等の直接的な被害に加えまして、サプライチェーンの混乱、放射性物質による風評被害など、これまでにない広範囲かつ深刻な影響を受けておりまして、特に中小企業にとりましては、資金繰り、受注確保、人材の確保などの総合的な対策が必要と考えております。このため、資金繰り対策といたしましては、国の新たな保証制度に呼応しまして、間接的な被害にも対応した東日本大震災復興緊急資金を創設し、災害からの復興を目指します中小企業の資金ニーズにこたえてまいりたいと考えております。

また、今月から九月にかけて震災復興商談会を開催いたしまして、震災により受注が減少しております県内中小製造業の新たな発注先の開拓を支援することといたしました。

さらに、緊急雇用基金において創設されました震災対応事業を活用して、ものづくり企業が行います人材育成事業等を実施することにより、離職を余儀なくされました方々などの雇用・就業機会の創出に努めてまいります。今後とも、県内中小製造業が一日も早く震災のダメージから復興できるよう、可能な施策を活用いたしまして、全力で取り組んでまいりたいと思います。

◆三番（齋藤淳一郎議員） ぜひあらゆる手段をもって県内中小企業の支援に当たっていただきたいと思っております。それでは、次の質問に移ります。

〔質問項目 6 被災した東北 3 県の製造業への支援〕

被災した東北三県の製造業への支援についてお伺いたします。新聞報道によりますと、福島第一原子力発電所周辺で、警戒区域など立ち入りが制限された区域に拠点を持つ企業は七千社にも達しているということでございます。先ほどの質問で述べたように、東北三県は国内有数の部材の供給拠点であると言われておりますが、こうした福島第一原子力発電所事故の影響に加えて、復旧作業のおくれもあり、早急な生産再開は見込めない状況でございます。

そのような状況のもとで、部材の調達先を日本国内からアジア地域の企業に切りかえる大手企業も出てきていると聞いておりますが、こうした動きは国内の製造業を空洞化させ、日本経済の回復にも大きな悪影響を及ぼすことが懸念されることは、昨日、螺良昭人議員のご質問の中でも指摘されているとおりでございます。そして、東北三県に立地している製造企業にとっても、海外に顧客を奪われるよりは、当面、近隣に生産拠点を設けて生産を再開するほうが望ましいと考えているのではないのでしょうか。

東北三県に隣接する本県では、このほど提出された補正予算案において戦略的企業立地促進事業費を計上し、東日本大震災によって被災した企業が、栃木県内に立地する場合に補助金を上乘せする措置を講じようとしておりますが、こうした取り組みに加えて、県内の工場跡地や空き倉庫といった、いわゆる居抜き物件に関する情報、これは現在も県のホームページで公開しておりますが、そういった情報を一層積極的にPRするなどして、東北三県に立地していた製造企業を本県に呼び込んで、その一刻も早い生産再開を支援すべきと考えます。産業労働観光部長の考えをお伺いたします。

◎大森敏秋 産業労働観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。先月、県が県内立地企業七十七社に対して行いました被災状況調査によりますと、いまだ約半数の事業所が全面操業に戻っておらず、また、約三〇%の事業所が受注が減少し、さらに、約二五%の事業所が原材料、部材の供給不足を理由として全面操業に至らないとしております。これら県内企業の全面操業再開と本県経済の復興を図るためには、東北地方も含めた被災企業の早期復興が極めて重要であります。

このため、県といたしましては、被災企業の早期復興をサポートするため工場等再建支援ワンストップ窓口を設置し、被災企業などから寄せられる工業団地や工場跡地に関する問い合わせに対して、市町村や県内金融機関等と連携するなど、県の持つネットワークを最大限に活用して情報提供に努めておりますほか、空き工場等の最新情報を県ホームページで紹介しているところでございます。

さらに、被災企業の復旧・復興を支援するため、先ほど議員からご紹介いただきました現行の企業立地及び定着促進の助成制度の上乗せとして、被災企業が新增設もしくは建てかえに合わせて行う生産設備の投資に対して、一定期間、特例的に助成する被災企業特認制度を創設することといたしました。今後とも、これらの制度のさらなる周知を図り、被災企業が一日も早く復興されるよう支援に努めてまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員）　ここで再質問として企業局長にもお伺いいたします。県企業局では、分譲中の矢板南産業団地などについて、県内で被災した企業を対象とした賃貸特例制度などを創設しております。昨日、これも螺良議員の質問に対して、その制度を東北三県などの被災企業に拡大することについても、柔軟に取り組んでいきたいといった旨のご答弁がありました。私は加えて、これから東北三県の復興事業が本格化する中で、例えば矢板南産業団地のような東北三県へのアクセスにすぐれた東北自動車道沿線にある産業団地を、復興支援のための一大物流拠点として位置づけ、改めて県外にPRしていったらどうかと考えますが、企業局長の所見をお伺いいたします。

◎伊藤勤　企業局長　ただいまの再質問にお答えいたします。矢板南産業団地でございますが、ご指摘のとおり、東北自動車道矢板インターチェンジに隣接し、首都圏から東北への中継基地としてすぐれた立地環境でございます。こうしたこともありまして、現在、矢板南産業団地には、立地企業八社のうち物流関係の企業三社が立地しております。今後、東北地方の復旧・復興に向けて物流などの活発化が見込まれる中にありまして、矢板南産業団地の優位性を強くアピールし、その強みが最大限に発揮されますように、この四月に東京事務所に設置されましたとちぎのいいもの販売推進本部との連携を図りながら、物流関係の企業を初めといたしまして、従来以上に積極的な企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

◆三番（齋藤淳一郎議員）　実は私、被災した東北三県の皆さんのお気持ちを考えた場合、東北三県の製造業を本県に呼び込んではどうかというこの質問を、当初は質問すべきかためらいました。しかし、五月二十七日付の日刊工業新聞で、香港の日系企業向けの工業団地開発会社が、東日本大震災の被災企業が中国に進出する場合、二年間の無利子融資が受けられるとともに、契約締結からわずか百日以内で生産を始められるように支援する事業を開始したという記事を目にしました。また、韓国最大手の日刊紙中央日報は、六月七日付の社説で、今回の東日本大震災を契機にして積極的に日本企業を誘致しようという社説を掲載しております。こうした海外の積極的な働きかけも相まって、国内の製造業が海外移転するようなことがあってはいけないと思い、意を決して質問することといたしました。企業誘致といいますと、まずは地域経済への波及効果云々が先に立ちますが、今回につきましては、まずは国家、国民のために、そして、日本におけるものづくりの現場を守るために、むしろ本県におきましては、多少の持ち出しをしてでも東北三県の製造業の本県における再出発を支援していただくよう、改めて要望いたします。

〔質問項目 7 小水力発電の推進〕

最後に、小水力発電の推進についてお伺いいたします。このことにつきましては、二月定例会において、みんなのクラブの中川幹雄議員が、再生可能エネルギーの利活用による農山村地域の活性化というテーマの中で触れておりますが、東日本大震災の発生を受けて、改めてお伺いするものでございます。

先月開催されました主要八カ国首脳会議G8サミットにおいて、菅総理は、二〇二〇年代のできるだけ早い時期に、再生可能エネルギーの割合を二〇%を超える水準にすることを表明いたしました。二〇%という数値目標の妥当性はいずれにしても、今回の大震災をきっかけに、再生可能エネルギーに対する注目度が一層高まっているのは確かでございます。また、「東京電力に任せておけば安心」ではないことが明らかになった中で、これまでの大規模発電に加えて、地域分散型の新しいエネルギーシステムづくりが必要とされております。

本県には、太陽光、バイオマス、そして小水力といった再生可能なエネルギー源が豊富に眠っております。中でも、本県の農山村地域には、水量が多く、また落差の大きい農業用水路が数多くあることから、小水力発電の適地に恵まれている。これは昨日、松井正一議員も触れておられます。

このような状況のもとで、県では昨年九月、内閣府に対して、小水力発電等の取り組みについて総合特区の制度設計を提案いたしました。現在、その総合特区法案は国会で審議中ですが、私は、今後この法律の指定が受けられれば小水力発電の推進にも弾みがつき、本県の農山村地域の活性化にも大いに役立っていくのではないかと考えております。

そこで、この総合特区制度への申請も含めて、県は小水力発電にどのように取り組んでいくのか、農政部長にお伺いいたします。

◎吉沢崇 農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。小水力発電につきましては、初期投資がかさむことや法規制、許認可手続の煩雑さなどさまざまな課題があり、普及がなかなか進まない状況にございます。しかしながら、本県は水田面積がおよそ十萬ヘクタール、また、これまでに整備されました農業用水路の総延長は一万六千キロメートル、さらに、高地から平場までの標高差も大きく、小水力発電に適した地域でございます。

こうしたことから、昨年度、総合特区の制度設計に法規制の特例措置、財政上の支援措置などの提案を行い、現在、国会で審議中の法案には、これらの提案も盛り込まれているところでございます。

法案成立後は、総合特区指定の必須条件でございます官民共同の協議会を速やかに設置いたしまして、その中で採算性や実施工程などの事業計画の実現に向けた具体的な検討を進め、特区の指定が受けられるよう努めてまいります。こうした総合特区の取り組みや今年度から開始いたしますスマートビレッジモデル研究事業の成果を生かしながら、小水力発電の普及に努め、農村地域の活性化に努めてまいります。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 総合特区の申請構想につきましては、昨年の九月ということで

ございましたが、現在の再生可能エネルギーに対する注目の高まりを、まさに先取りしたものではないかと思えます。総合特区法案の一刻も早い成立が待たれるところでございます。

ここで一点、再質問させていただきます。この県の構想では、生み出されたクリーンな電力を農業の振興や生活環境の整備、さらには都市農村交流などにも活用することとしておりますが、その一方で、発電コストの回収ができる程度の価格の設定が必要になってくるかと思えます。そこで、この県のとちぎ中山間地域スマートビレッジ特区構想を軌道に乗せるためには、例えば各家庭での太陽光発電に対する助成に倣って、小水力発電への助成に本県独自で取り組んではどうかと思えます。農政部長の見解をお伺いいたします。

◎吉沢崇 農政部長 ただいまの再質問にお答えいたします。現在取り組んでおります特区の計画につきましては、法規制の緩和による事業展開の迅速化でありますとか、小水力発電機の量産化によるコスト低減、さらには、現在国会の中で審議されておりますが、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用しまして、補助金に頼らないで実施できる事業計画について検討を進めているところでございます。今後は、これらの法案の審議状況を見きわめながら、事業の実現に県としてどのような寄与ができるか研究してまいりたいと考えます。

◆三番（齋藤淳一郎議員） 要望させていただきたいと思えます。我が国では現在、その余剰電力を一般家庭や小売り事業者に販売することが認められておりませんが、小水力発電を初めとする再生可能エネルギーの本県における普及を図っていくために、こうした規制を、いわば電力自由化特区の要望を通じて撤廃していくことを要望いたしたいと思えます。

事前通告いたしました項目に基づく質問はすべて終了いたしました。最後にまとめの要望を申し上げます。

今回、私は七項目にわたって質問させていただきました。すべて東日本大震災における本県の対応についてでございました。私たちみんなのクラブは、六月六日から七日にかけて、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた兵庫県において政務調査を実施した後、政府の東日本大震災復興構想会議のメンバーである河田恵昭関西大学社会安全学部長にお会いしてまいりました。河田先生からは、栃木県も、そして茨城県もと申されておりましたが、被災県であることをしっかりと発信してほしいという激励のお言葉をいただきました。

今回の千年に一度と言われる大震災は、本県におきましても深いつめ跡を残しました。震災対応につきましても、甚大な被害を受けた東北三県に目が行きがちではございますが、本県においても、被災県であることをしっかりと認識した上で、今さら申すまでもございませんが、知事を先頭に全力で取り組んでいただくことを要望いたします。

また、震災対応に当たりましては、単にもとに戻すという復旧ではなくて、未来を先取りしてよりよいものをつくるという復興の視点をぜひ持ち合わせていただきたいと考えております。そうした発想に基づいて、最後に質問いたしました小水力発電など、栃木発、栃木ならでは、または栃木モデルと言われるような取り組みを一つでも多く全国に、そして世界に発信することができれば、大変すばらしいのではないかと考えております。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。